

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

### 2020年度後学期（2021年1月）における授業等の実施方法について

2020年9月1日にお知らせしましたとおり、後学期の学部の授業については、感染症対策を講じながら対面授業で実施することを原則とし、その上でなお感染症拡大防止の観点から、遠隔授業での対応が可能なものや、遠隔授業で高い教育効果を見込めるものについては、遠隔授業で実施することとしてきました。

しかしながら、既にご承知のことと思いますが、1月7日に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、飲食を伴う活動や不要不急の活動などに制限がかけられるという状況です。

一方、既に[1月5日に行われた萩生田文部科学大臣の臨時記者会見](#)において、小中高校などの一斉休校は要請しない方針が改めて表明され、また、1月16日・17日の大学入学共通テストは予定どおり実施される考えが示されております。さらに、同日付で、文部科学省から[「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」](#)と題した通知が出され、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けた対応が大学等に求められています。

そこで本学では、1月31日（日）までの間、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら授業を行ってまいります。

ただし、これまで原則として行ってきた対面授業はできるだけ遠隔授業に切り替え、実験、実習、演習等の遠隔授業への切り替えが困難な科目に限定して対面授業を実施することとします。特に卒業論文や修士・博士論文に係る論文指導や研究指導などについては、どうしても対面での実施が必要なこともあるかと思えます。その際には、学生の皆さんも、研究室内での感染症拡大防止対策の徹底に努めてください。

なお、授業形態を変更する場合には、当該授業の受講者に各担当教員から連絡がありますので、学務システム（LiveCampus）上で登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

また、大学院の授業については、これまでどおり原則として遠隔授業で実施してまいります。

現在、新型コロナウイルスの感染者が過去最多の勢いで増加しております。学生の皆さんは、学長メッセージにもある「自分は感染しない。相手にも感染させない。」をモットーに、学内においても学外においても、マスク着用や手指の消毒、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保の徹底とともに、大人数での集まりや会食等を避ける等の感染防止対策を講じ、最大限の注意を払いながら生活してください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、全面的に遠隔授業に切り替える可能性もあります。